

三隅川発電所ほか3発電所FIT特定卸供給に係る仕様書

1 適用

この仕様書は、島根県企業局（以下「企業局」という。）が所有する三隅川発電所ほかの3発電所の発生電力から所内消費電力等を除く全ての電力を一般送配電事業者に売電し、一般送配電事業者はその全量を契約者に卸供給する、特定卸供給に適用する。

2 業務の内容

（1）概要

企業局は、表1に掲げる発電所（以下「本発電所」という。）で発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力を除いた全ての電力を一般送配電事業者が契約者に卸供給する。

本発電所は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた発電所である。本発電所の売電は、再エネ特措法第18条第1項の規定に基づき電気事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給（以下「FIT特定卸供給」という。）により行い、契約者は企業局に対し電力付加料金を支払う。

（2）対象発電所

表1 対象発電所

発電所名・電源種別	所在地	最大出力 (kW)
三隅川・水力	島根県浜田市三隅町下古和 1040-2	7,900
御部・水力	島根県浜田市三隅町上古和 913-13	460
大長見・水力	島根県浜田市長見町 934-14	199
三隅港臨海工業団地・太陽光	島根県浜田市三隅町岡見 6323-2	1,800

（3）FIT特定卸供給期間

令和8年4月1日0時から令和10年3月31日24時まで。

なお、契約締結後の契約者と一般送配電事業者の手続き等の進捗によりFIT特定卸供給開始日は延期することがある。

（4）FIT特定卸供給する電力量

① 発電所別のFIT特定卸供給を予定している電力量（以下「予定量」という）を表2に、発電所別月別の予定量を別表1に示す。ただし、本発電所は、水力発電及び太陽光発電であることから気象状況等によりFIT特定卸供給する電力量「以下「供給量」という」が変動するため、予定量を保証するものではない。

なお、参考として発電所別の過去6年間の月別発電電力量の実績を別表2、各発電所の発電形式、運用形式や各発電所運用に関する特記事項を別表3に示す。

② FIT特定卸供給する本発電所の供給量が予定量と比較して増減がある場合でも、契約者はその全量の供給を受ける。

表2 発電所別予定量

(単位：MWh)

発電所名	令和8年度	令和9年度
三隅川	34,483	34,483
御部	1,964	1,964
大長見	811	811
三隅港臨海工業団地	2,137	2,137
合計	39,395	39,395

(5) 発電予想の通知

企業局は、契約者に対し、水力発電所の発電パターン及び1日の電力量予測値（以下「発電予想」という）を通知する。発電予想の通知方法及び通知時刻については、企業局と契約者との協議により別途申合せ書を定める。

(6) 発電の停止及び制限

企業局は、発電予想の通知以降において、河川流入の状況及び次の事由等により、発電を停止又は制限し、また、発電予想を変更することができる。なお、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の短縮や事前の通知に努める。なお、現時点で計画している作業予定（3日以上連続停止）を別表4に示す。

- ① 発電所の施設、設備の故障
- ② 災害等の発生又はそのおそれがある場合
- ③ ダム式及びダム水路式の発電所にあつては、ダム及び河川の利水者等からの要請
- ④ 水路式発電所にあつては、取水する河川の流量変動
- ⑤ 送電線、配電線の停止等に起因する一般送配電事業者からの要請
- ⑥ 河川内事故の発生など、警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等からの要請
- ⑦ 電力広域的運営推進機関の指示等
- ⑧ その他保安上の必要がある場合

(7) 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、設備の機能を維持するために、定期点検、修繕等（以下「定期点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を契約者へ事前に通知する。ただし、設備の不具合等により、緊急に作業等を実施する必要がある場合には、事前通知なしに発電停止することができる。通知の方法等は協議により別途申合せ書を定める。

3 電力付加料金

(1) 電力付加料金の算定

契約者が企業局に支払う毎月の電力付加料金は、当該月の供給量に入札価格（電力付加料金のkWhあたりの単価）を乗じた額（小数点以下は四捨五入）に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力付加料金} = \text{当該月の供給量} \times \text{入札価格} + \text{消費税等相当額}$$

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 電力付加料金の支払い

企業局は（1）により算定した電力付加料金を検針日の翌月の15日までに契約者に請求し、契約者は、同月末日（以下「支払期日」という。）までに企業局に支払うものとする。なお、

契約者は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、企業局に支払う。

4 その他

(1) 発電量調整供給契約等の締結

契約者は、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに契約者の負担で一般送配電事業者との発電量調整供給契約等、必要な契約の締結及び事務手続きをしなければならない。

(2) 卸供給の承諾

本契約の締結後、企業局は一般送配電事業者の「再生可能エネルギー電気卸供給約款」に基づき、本発電所の電力を一般送配電事業者が契約者へ卸供給することを承諾する。

(3) 契約期間満了時における引継事務

契約者は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に対して、名義の変更、契約等における必要な事務を遅滞なく行う。

(4) 守秘義務

契約者は、本業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、契約者は、契約図書及び業務関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。

(5) インバランス対応

契約者がインバランスに関する対応（バランシンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）をする。

(6) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画などの電力広域的運営推進機関への提出その他手続きが必要な場合には、すべて契約者が行う。

(7) 申合せ書の作成

企業局及び契約者は、電力の供給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた申合せ書を双方協議して作成する。

(8) FIT特定卸供給の公表及び、購入元を明示した電力販売及び非化石価値活用の計画

企業局のFIT特定卸供給について契約者のホームページ等で公表し企業局の再生可能エネルギー等をPRすること。

本発電所由来を明示した電力販売及び非化石価値活用について事業の実施は、企業局と協議し、実施計画書を作成する。

なお、作成した実施計画書に変更が生じた場合は、企業局と協議のうえ変更計画書を作成する。

別表 1

令和 8 年度 発電所別月別の予定量

(単位 : MWh)

月	三隅川	御部	大長見	三隅港臨海 工業団地
4	3,173	173	77	223
5	2,000	137	66	237
6	2,242	137	60	212
7	3,828	193	83	246
8	2,482	156	63	252
9	3,138	165	65	193
10	2,414	147	56	175
11	1,656	133	51	128
12	2,931	161	64	91
1	3,414	173	69	80
2	3,345	189	76	110
3	3,860	200	81	190
合計	34,483	1,964	811	2,137

令和 9 年度 発電所別月別の予定量

(単位 : MWh)

月	三隅川	御部	大長見	三隅港臨海 工業団地
4	3,173	173	77	223
5	2,000	137	66	237
6	2,242	137	60	212
7	3,828	193	83	246
8	2,482	156	63	252
9	3,138	165	65	193
10	2,414	147	56	175
11	1,656	133	51	128
12	2,931	161	64	91
1	3,414	173	69	80
2	3,345	189	76	110
3	3,860	200	81	190
合計	34,483	1,964	811	2,137

別表 2

過去 6 年間の月別発電電力量の実績

三隅川発電所

(単位：kWh)

月	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
4	—	—	—	—	3,106,524	3,561,840
5	—	—	—	—	3,561,084	1,890,372
6	—	—	—	—	3,108,132	2,389,296
7	—	—	—	—	4,460,016	4,711,932
8	—	—	—	—	2,680,584	1,506,660
9	—	—	—	—	2,612,412	1,116,468
10	—	—	—	—	1,363,236	1,754,376
11	—	—	—	—	1,879,548	2,781,912
12	—	—	—	—	2,476,356	2,626,488
1	—	—	—	—	4,415,496	2,180,304
2	—	—	—	814,860	3,520,596	2,754,588
3	—	—	—	841,128	3,912,648	4,595,280
合計	—	—	—	1,655,988	37,096,632	31,869,516

※ 平成 30 年 6 月～令和 4 年 1 月 FIT リニューアル工事のため停止

※ 令和 4 年 2 月～3 月 試運転

御部発電所

(単位：kWh)

月	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
4	287,220	291,153	261,339	267,760	149,764	224,618
5	231,570	288,400	283,629	231,685	207,573	135,369
6	250,600	239,098	265,550	180,074	187,668	120,267
7	286,350	283,228	259,823	259,571	256,706	249,362
8	292,180	250,490	256,206	309,529	163,679	128,549
9	295,710	264,117	269,959	246,236	130,670	70,656
10	298,600	252,643	283,302	314,460	119,372	28,675
11	245,450	206,702	277,418	246,802	4,730	182,246
12	247,450	205,588	296,053	270,784	46,973	88,311
1	301,070	282,721	291,639	294,766	178,129	79,117
2	281,300	184,394	254,809	250,349	212,679	79,328
3	286,288	297,155	303,650	219,167	246,097	225,599
合計	3,303,788	3,045,689	3,303,377	3,091,183	1,904,040	1,612,097

※平成 30 年 5 月～令和 4 年 3 月 三隅川発電所リニューアルに伴う御部ダムへの流入量増

大長見発電所

(単位：kWh)

月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4	—	113,622	30,758	35,459	61,762	91,471
5	—	39,474	72,168	27,003	82,882	42,976
6	—	86,010	56,113	106,937	75,784	43,636
7	—	138,456	61,467	17,120	95,969	104,184
8	—	142,464	83,993	6,530	44,628	20,264
9	—	117,888	94,322	72,586	80,697	13,288
10	—	32,598	57,811	50,496	23,437	43,721
11	66,930	66,672	72,302	125,074	46,162	90,198
12	45,660	69,084	69,075	86,993	76,711	77,417
1	72,114	10,866	35,327	61,558	95,956	44,328
2	94,128	37,716	20,323	85,047	92,980	72,199
3	94,584	75,846	71,382	72,919	104,924	125,192
合計	373,416	930,696	725,041	747,722	881,892	768,874

※令和元年11月 FIT 運転開始（新設）

三隅港臨海工業団地太陽光発電所

(単位：kWh)

月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4	246,650	276,700	271,970	268,840	171,281	180,716
5	333,090	276,270	240,860	274,170	193,975	262,950
6	229,040	249,450	261,920	256,810	225,396	238,884
7	243,890	200,280	272,350	235,470	240,700	244,377
8	232,520	280,070	190,460	246,170	245,196	284,886
9	230,710	201,890	169,500	217,970	193,568	264,929
10	185,830	214,520	218,530	201,540	205,603	166,939
11	157,200	147,310	132,180	174,750	137,966	138,042
12	100,210	98,530	123,330	94,234	99,594	92,049
1	94,720	90,390	110,820	106,592	98,640	122,187
2	146,140	172,880	138,100	156,431	139,471	117,966
3	203,340	228,860	226,900	221,414	169,520	204,204
合計	2,403,340	2,437,150	2,356,920	2,454,391	2,120,910	2,318,129

別表 3

各発電所の詳細

発電所名	最大出力 (kW)	発電形式	運用形式	特記事項
三隅川	7,900	ダム水路式 (木都賀ダム)	ピーク	令和5年リニューアル完了
御部	460	ダム式 (御部ダム)	連続	
大長見	199	ダム式 (大長見ダム)	連続	令和元年新設
三隅港臨海工業団地	1,800	太陽光	－	令和6年オンライン制御化完了

別表 4

作業予定（3日以上連続停止）

発電所名	令和8年度		令和9年度	
	日時	作業内容	日時	作業内容
三隅川	なし		なし	
御部	なし		なし	
大長見	なし		なし	
三隅港臨海工業団地	なし		なし	